

町田市学校教材費等のご案内

町田市の学校教材費等

学校教材費等とは、教育活動に係る費用のうち保護者の方にご負担いただく費用で、漢字ドリル等の冊子型教材費、校外学習の交通費などがあります。

町田市では、学校教材等の費用を市が管理しています。

学校教材等の利用については、利用申込手続が必要となります。

必要な手続

- ① 教材等の利用の申込
- ② 口座振替の申込

金額と支払日

学校教材費等は、各学校で各期に使用した学校教材等の実績に基づき決定しています(※)。決定した学校教材費等は期ごとにお支払いいただきます。

《2025年度の例》		1期	2期	3期
支払日		9月末日	1月末日	3月末日

お知らせの発送時期

3期制の学校	4~8月分の教材費等	9~11月分の教材費等	12~3月分の教材費等
購入予定のお知らせ	5月	9月	1月
請求書(納入通知書)	9月	1月	3月

2期制の学校	4~8月分の教材費等	-	9~3月分の教材費等
購入予定のお知らせ	5月	-	9月
請求書(納入通知書)	9月	-	3月

●支払日が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日が支払日となります。

(※)標準服・修学旅行費などの保護者の方が事業者に直接代金を支払うものや、PTA会費等は対象外です。これらの購入・お支払い等については、別途学校からご案内します。

「学校教材等利用申込届出書」の「申請者(保護者)」欄でお届けいただいた方に請求します。金額は、学校・学年・学期によって異なります。年間の学校教材費等の目安などについては、「まちだ子育てサイト」に掲載していますので、ご確認ください。

(検索方法)目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等>学校教材費等の公会計化事業

支払方法

口座振替

※納定期限の前日までに入金してください。振替手数料は町田市負担です。

再振替はありません。

やむを得ず口座振替ができない場合は、「納付書」でのお支払いとなります。

このしおりは、学校教材費等について入学時にご案内したい情報を抜粋して載せています。
その他の情報は、以下の項目ごとにホームページに記載しています。

【ホームページ】

まちだ子育てサイト

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/index.html>

(検索方法)目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等



学校教材費等の各種変更手続

以下の変更がある場合は、手續が必要です。詳細はホームページをご確認ください。
(検索方法)目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等>学校教材等に関する必要な手続

- 申込内容を変更する
 - (1)住所を変更する
 - (2)申請者(保護者)情報(氏名、電話番号等)を変更する
- 口座振替に利用していた口座または口座名義を変更する

生活保護費・就学援助費・就学奨励費(I・II段階)の支給を受ける場合

生活保護費・就学援助費・就学奨励費の支給を受けている方も、学校教材費等について原則、保護者の方への請求となります。

ただし、一部の費用については学務課(就学援助費・就学奨励費担当部署)から教育総務課(学校教材費等公会計担当部署)に直接支給(充当)される場合があります。

その際、就学援助費・就学奨励費による直接支給(充当)額が、請求額に満たない場合は、保護者の方へ請求が生じます。

また、対象者(就学援助費・就学奨励費認定者)の確認は担当部署間で行います。認定が外れた場合は、自動的に請求先が保護者の方へ切り替わります。

詳細は「まちだ子育てサイト」をご確認ください。

(検索方法)>目的からさがす>小・中学校情報>学校教材費等>学校教材費等の公会計化事業

問合せ先

町田市 教育総務課(教材費等公会計担当)市役所10階1001窓口

住所:〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話:042-724-2173 FAX:050-3161-7906

町田市では、市政情報をLINEやメールで配信しています。ぜひご登録ください。

【ホームページ】

町田市メール配信サービス・LINE

<https://www.city.machida.tokyo.jp/merumaga/>

配信力テゴリ「学校教育情報」で納期限などについてお知らせします。

